

# 公益財団法人生長の家社会事業団 令和2年度事業計画

真理の燈火を高く掲げて！！

正しい生長の家を受け継ぎ、谷口雅春先生の志を次世代につなぐ！

生長の家社会事業団は、昭和20年11月、創立者谷口雅春先生が、戦後復刊最初の『生長の家』誌昭和20年11月号に「生長の家社会事業団の設立」との御文章を発表され、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、国家社会救済の一大運動とする財団法人設立を提唱され、協力を呼びかけられたことが創立の原点です。

昭和21年1月8日、主務官庁の財団法人設立許可を受け、爾来70年に亘り、戦災孤児等の保護から始まる児童養護施設の設置運営及び精神文化の振興その他社会公共に尽くす歴史を歩んでまいりました。

今次の公益法人制度の抜本改革に伴い、当法人では、創立の使命を今後更に邁進するため、平成24年3月28日、内閣総理大臣からの移行認定を受けて、同年4月1日付をもって、公益財団法人として新たな歴史を進むこととなりました。

公益財団法人の目的については創立の精神と歴史を尊重し、従来の公益事業を公益認定法所定の公益目的事業（以下の公1及び公2）として継続するとともに、管理運営については内閣府のモデル定款に準拠した新定款に基づき、公正で明朗な法人運営を行います。

公益財団法人移行後の第9年度である令和2年度における事業計画の重点方針は、第一に創立者谷口雅春先生の「生長の家社会事業団の設立」構想に込められた正統な創立の精神に回帰し、生長の家社会事業団の永続的な発展体制を確立することにあります。

公益財団法人生長の家社会事業団は、法人創立満73年を迎えました。

顧みれば、大東亜戦争終戦直後の昭和20年11月、谷口雅春先生は、戦後復刊第1号の『生長の家』誌に「爰に吾等は生長の家社会事業団を設立し、生長の家誌友の協力を得て日本救国の一大運動たらしめんことを期す。」との宣言とともに十項目にわたる日本救国・世界救済の大構想を発表されました。

それは戦後の生長の家人類光明化運動の発進宣言とも称すべきものであり、日本国実相顕現を熱禱された谷口雅春先生がその後展開された幾多の国民運動の原点でもありました。

- 一、政治結社『全国精神主義聯盟』の創立
- 二、理想農場の経営
- 三、生長の家家庭光明寮の再開
- 四、小学校、中学校、女学校、大学等、総合学園の設立
- 五、戦災その他の事情による父母なき幼児の保育園及び一般幼稚園の経営
- 六、図書館の設立
- 七、無料診療所の開設
- 八、万国宗教親善協会の設立
- 九、欧米科学文献及び文学書類の翻訳

## 十、社会経済研究所の設立

また特筆すべきは谷口雅春先生は、法人創立にあたり、神示、聖經（甘露の法雨・天使の言葉・続々甘露の法雨・日々読誦三十誦経・聖使命菩薩讃偈等）、『生命の實相』、『眞理』、『大日本神国観』、『青年の書』、『人生読本』等の生長の家の教義の真髄にあたる基本聖典・聖經の著作権を生長の家社会事業団の永続的基盤となる基本資産としてご寄附されたことです。これは、現象的な資産だけのことではなく、住吉大神から神授された本当の御教えを永遠に護り抜き拡げる聖なる使命を託されたと確信します。

法人創立後、谷口雅春先生は御自ら初代理事長にご就任され、また谷口輝子先生も理事にご就任されて、まさに戦後復興・祖国再建の礎となるべく生長の家社会事業団の陣頭指揮を執られました。

しかしながら、時あたかも連合国軍による苛烈な占領政策下において谷口雅春先生は公職追放に遭われ、誠に残念なことながらこの十項目にわたる大構想を全面的に推進することは困難な状況に陥りましたが、戦災孤児の収容を嚆矢とする児童養護施設生長の家神の国寮の運営や台湾、韓国、ドイツ、フランスをはじめとする海外拠点での聖典・聖經の翻訳出版の支援事業等を中心に歩んでまいりました。

今日、創立者谷口雅春先生が御昇天されて三十年余、先生の御警咳<sup>けいがい</sup>に接した方々も次第に少なくなる中、谷口雅春先生の偉大なる御事績と御教えを正しく純粹に歪み無く後世に伝え、谷口雅春先生のご恩に報いるため、私どもは法人創立にあたって示された尊師谷口雅春先生の切なる御悲願にあらためて回帰し、谷口雅春先生より託された聖なる使命実現のために、「法人創立七十年記念事業」に邁進することを決意致しました。（以下、各公益目的事業において詳述）

谷口雅春先生は、昭和55年2月29日、次のようにお説き下さいました。

「皆さんが救世主なんだ。僕一人が叫んでみても仕方がない。皆さんが谷口雅春で、皆さんが救世主で、そして人類を滅亡から救う役割をもっておられるのが皆さんである。」

心を澄ませば今も谷口雅春先生の切々たるお声が<sup>しだ</sup>耳朶に響いてまいります。

私共は、かかる創立者の聖なる信託にお応えすべく、法人創立七十年の記念事業として、谷口雅春先生の御事績を永遠に後世に伝える事業を成し遂げてまいる所存であります。

つきましては以上の趣旨を御理解下さり、何卒、「生長の家社会事業団創立70年記念事業」への絶大なお力添えを賜りたく心からお願い申し上げます。

以下、令和2年度において当法人が計画する公益目的事業です。

# 公1 健全育成事業

## 1. 第一種社会福祉事業

社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業として、児童福祉法に基づく児童養護施設生長の家神の国寮（児童養護施設本寮（小規模なグループによるケアを実施するため、みつばちの家、太陽の家、枇杷の家、ひだまりのユニットを設置）及び小規模住居型児童養育の場である児童養護施設グループホーム（プラムフィールド、<sup>けやき</sup>櫻の家、さくらんぼの家、ひまわ

りの家)により構成)を設置運営しています。

児童養護施設生長の家神の国寮は、施設創立者谷口雅春先生の「生命の教育」(児童の内在神性礼拝)の哲学に学び、児童福祉法の児童愛護の精神に立脚し、その他関係法令・内部規定等を順守し、「職員倫理綱領」を実践して、入所児童の養護及び退所者の自立支援等を全力で行います。

(詳細については、別途、事業計画附属明細書である「児童養護施設生長の家神の国寮令和2年度事業計画」を策定しています。)

## 2. 第二種社会福祉事業

社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業として、児童福祉法に基づく「子育て短期支援事業」を行い、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、国立市からの委託を受け、児童養護施設生長の家神の国寮ショートステイホーム・おひさまに入所させ、その者につき必要な保護を行います。

## 3. その他児童又は青少年の健全育成事業

宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全育成事業を行います。

児童養護施設の入所児童を含む不特定多数の児童又は青少年を対象として、自由意思による希望者について、宗教的情操教育を行う各種行事(創立者感謝の集い等)又はNPO法人その他の団体が開催する教育合宿等への参加を支援するとともに、青少年対象の合宿行事(青少年練成会・見真会等)の各地開催の後援及び指導を行ってまいります。

児童養護施設出身の児童の社会的自立の支援については、現在、遺憾ながら公的な支援が不十分な状態にあり、一部民間団体等による奨学金給付もありますが、決して万全ではありません。当法人の公益目的事業に奉賛する篤志家の方々(サポートペアレント)の協力を得て、児童の社会的自立の支援を含む健全育成事業に取り組んでまいります。

このため、児童福祉法第41条の「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う」の規定及び定款第4条第1項第1号括弧書きの規定に基づき、施設長を管理者とする「児童養護施設生長の家神の国寮自立応援室」を継続してまいります。

また、児童福祉法第48条の2により「児童養護施設...の長は、当該施設の所在する地域の住民に対して、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」と規定されています。児童福祉法の同規定に基づき、当法人の常勤理事、臨床心理士、保育士、児童指導員、管理栄養士等により、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談及び助言等を行うように努めます。

特に、地域子育て支援事業(育児相談、子育て広場、おいしい時間等)は、地域住民の方々より圧倒的な好評を得ておりますので、積極的に継続してまいります。

## 公益目的事業 1（健全育成事業）における法人創立記念事業

### 日本一の「児童養護施設生長の家神の国寮」の実現と青少年健全育成のための「青少年練成会」の開催

公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条（目的）に掲げる「諸種の社会事業によって生じた要保護児童の収容及び生活指導並びに宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全な育成を行う」及び同定款第4条第1項第1号に掲げる「宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全育成事業」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

谷口雅春先生は昭和20年9月、当時巷に溢れていた戦災孤児を保護養育するための施設を東京都港区赤坂に設置され、草創期には卒業して就職する児童から谷口雅春先生が親代わりに挨拶を受けられたり、谷口輝子先生もクリスマス会等に再三慰問されるなど孤児の養育に尽力されました。爾来七十年余にわたって児童養護施設生長の家神の国寮（現在は東京都国立市に所在）として数千人に及ぶ児童の養護・養育に貢献してまいりました。今日、連日のような悲惨な虐待事件の報道に心を痛めるところでございますが、虐待等により心身に重篤な障がいを受けて入所した子ども達が、幸せな人生を歩み直すことが出来るように、人間神の子の神性・仏性を拝み引き出す「生命の教育」と「日本的養護・養育」を実践する日本一の児童養護施設の実現を目指します。

また、青少年の健全育成事業として、尊師谷口雅春先生の御教えを次世代の世界と日本の柱となる青少年に伝える「青少年練成会」を全国各地で開催することに全力で取り組み、次代を支える青少年を生み出します。

## 公 2 精神文化振興事業

### 1. 図書資料館の設置運営事業

図書館法第2条第1項に規定する図書館である谷口雅春先生記念図書資料館を設置して、特に世界各国の宗教聖典を主とする図書資料の収集、整理、編纂、保存、一般公衆への利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、併せて図書資料のうち社会的に有益かつ可能な著作物について各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等を行います。

特に、「谷口雅春先生記念図書資料館管理規程」第2条第2項の規定に基づき、全国各地に図書資料館の分館及び分室等の設置を進めるため、協力者を呼び掛けます。

また、理事会決議に基づき、図書資料館設置前より、学識経験者を含めた「谷口雅春著作編纂委員会」を設置して、関係図書資料の収集、整理、編纂等の助言指導を受けてきました。

海外における当法人の著作権の保護の調査と基本財産たる著作物の普及活動を行いました。が、本年度も定款第3条に定める「世界各国団体との親善提携の促進」を含めて、更に積極的に本公益目的事業を実施します。

また、図書資料館設置時から実施しているレファレンスサービス（図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務）の更なる拡充のために、平成31年1月1日から施行された著作権法改正案の第47条の5

の規定の適用可能性について、積極的な調査検討及び必要な準備等を進めます。

また、図書館法第3条第7号（時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。）の規定に基づき、国立国会図書館の組織を参考として、内部機構として「憲法調査室」を設置して憲法問題等の時事に関する情報及び参考資料の紹介と提供に努めます。

## 2. その他の精神文化振興事業

その他精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、精神身体医学、教育心理学、心理カウンセリング及び児童養護実践学その他の文化科学的研究の振興・普及のための研究会、講演会、座談会の開催及び後援、講師の養成及び派遣並びに社会公共に奉仕した物故者の遺徳を顕彰し若しくは災変遭難者を追悼するため感謝・慰霊の行事を行う等の精神文化振興事業を行います。

当法人の設立以来継続して実施している公益目的事業である「精神文化振興事業」の各行事（講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等）を総合的・集中的に行う行事である「谷口雅春先生報恩全国練成会」について

既存の主たる建物の改修後の建物である「谷口雅春先生報恩 全国練成道場」において、従来から公益目的事業として実施してきた定款第4条第1項第2号口に掲げる精神文化振興事業の各行事（講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等）を総合的に実施する行事である「谷口雅春先生報恩 全国練成会」を開催します。

なお、この行事は新規に開始した事業ではなく、当法人の設立以来、従前から行っている公益目的事業である「精神文化振興事業」の各行事（講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等）を3日間で総合的・集中的に行う行事であります。

公益法人として受益の機会をあまねく一般に開かれていますので、ホームページ、機関紙、配布チラシ等で、不特定多数の方々に参加を呼びかけます。会場の収容能力には限度がありますので、事前の参加申込みは必要ですが、会場内の秩序を乱さなければ、収容能力の範囲内で、どなたでも自由に参加することができます。

また、講師の理事及び職員等には講演料等は一切支払わず、外部のゲスト講師には過大な報酬の支払いは行いません。

「講師の養成及び派遣事業」（定款第4条第1項第2号口）行事としての「神癒・聖經供養」について

「公益財団法人生長の家社会事業団講師規程」第2条の「祈り合い等の救済活動実践」の規定に基づき、公益目的事業である「講師の養成及び派遣事業」（定款第4条第1項第2号口）として、毎日午前9時より、「谷口雅春先生報恩全国練成道場」において、当法人の講師（役職員を兼務しない講師を含む。）による救済活動実践として、鎮護国家及び不特定多数の万民の幸福を祈願するため、当法人の創立者谷口雅春先生著作でありその著作権が当法人の基本財産（不可欠特定財産）である「聖經甘露の法雨」、「聖經天使の言葉」及び「聖

経続々甘露の法雨」を連続読誦する精神文化振興事業行事「神癒・聖經供養」を、従前より継続して厳粛に実践しています。

これは、定款第4条第1項第2号口に規定された「精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため」を目的として、当法人の公益認定以前から、精神文化振興事業として継続的に実践されてきたものであります。(当法人から行政庁に毎年度提出している定期提出書類中の「公益目的事業に奉讃する会員規程」第8条第1項には、「会員の名簿は、本人及び祖霊の祝福祈願のため、他の不特定多数の祝福対象者と同様に、当法人本部又は谷口雅春先生記念図書資料館に奉安して、日々、谷口雅春先生の「聖經甘露の法雨」を読誦する。」と明記しているとおり、公益財団法人としての認定を受けた時点以前から、公益目的事業たる精神文化振興事業として、国家公共及び不特定多数の受益者である祝福対象者のために継続して実践されてきたものであります。

なお、この「受益」は、物質的・財産的受益ではなく、精神的・霊的受益であります。上記の定款第4条第1項第2号口に規定された「精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため」に照らし、当然のことであると考えます。この「精神的・霊的受益」ということについては、当法人の以下の「物故者顕彰慰霊事業」も同様でありますし、また、行政庁より公益認定を受けた公益目的事業として、「東京都内の災変遭難者及び公共功労者の永久的総合祭祀を行い、永くその至誠を感謝し冥福を祈り霊を慰める」(公益財団法人東京都慰霊協会定款第3条)及び「特攻隊戦没者の慰霊顕彰を行う」(公益財団法人特攻隊戦没者慰霊顕彰会定款第3条)等の多くの実例が存しています。宗教法人法第1条第2項は、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」と明記し、宗教法人以外の団体が宗教活動を行うことは憲法の認めるところであることを明確にしています。)

#### 「特別研修講座」について

公益法人移行後の公益目的事業たる精神文化振興事業の顕著な実績として、平成24年度より13回にわたり、東京都及び全国各地域において、当法人の目的及び創立の精神に全面的に賛同する不特定多数の受講者が参加して「特別研修講座」を開催しましたが、本年度も更に発展した形態で開催してまいります。

## 公益目的事業2（精神文化振興事業）における法人創立記念事業

### 著作権の護持と聖典・聖經の刊行

公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条（目的）に掲げる「著作権保護及び出版物の刊行普及等」及び同定款第4条（事業）第1項第2号（精神文化振興事業）イに掲げる「著作権保護及び出版物の刊行普及等を行う」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

創立者谷口雅春先生から当法人の基本財産（不可欠特定財産）として託された『生命の實相』、『眞理』、『聖經甘露の法雨』等は、人間神の子、罪無し、病無しの根本真理によって数多の人々を人生苦・病苦等の桎梏から解放してきた福音であり、まさに釈迦・キリストの教えを完成する人類の至宝ともいふべきものです。

私たちは谷口雅春先生がお説き下さった御教えが未来永劫に正しく伝えられるように、これら聖典・聖經の著作権を断固として守り抜き、新編生命の實相、聖經一切経をはじめとする聖典・聖經を日本国内において永続的に陸続と刊行し続けることができる盤石な体制を整えます。

更に、海外各国においてもこれら聖典・聖經を翻訳出版できるように支援し、谷口雅春先生の世界救済の御悲願実現に向けて前進します。

### 「谷口雅春先生記念図書資料館」の拡大充実と真理の燈台としての図書資料館分館の全国各地域での設置

公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条（目的）に掲げる「宗教聖典等の収集、調査研究、編纂、保存、公開、各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等により、国際相互理解の促進、信教の自由の尊重及び社会文化の振興」及び同定款第四条（事業）第1項第2号（精神文化振興事業）イに掲げる「谷口雅春先生記念図書資料館（図書館法第2条第1項に規定する図書館であって、特に世界各国の宗教聖典を主とする図書資料の収集、整理、編纂、保存、一般公衆への利用に供し、その教養、調査研究棟に資するとともに、併せて図書資料のうち社会的に有益かつ可能な著作物について各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等を行う施設）の設置運営事業」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

現在、東京都国立市に設置している「谷口雅春先生記念図書資料館」の一層の拡大充実を図り、谷口雅春先生のすべての著作物を含む図書資料・音声・映像等を収集整理します。そして、ここに来れば神誌を含む谷口雅春先生の御生涯にわたるすべての御文章を拝読することが出来、谷口雅春先生の貴重な音声・映像に接することが出来る図書館への拡充を目指します。

更に、全国各地域に、谷口雅春先生の貴重な資料やご著書を身近に見たり読むことのできる「谷口雅春先生記念図書資料館分館」の設置を目指し、各地域において国家と人々を救う真理の燈台としての使命を果たします。

### 尊師の御教えを正しく純粋に学び伝える「生長の家教義研修講座」と青少年練成会の開催と講師養成

公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条（目的）に掲げる「社会情勢の変遷に応じて社会の福利を図るための文化科学研究の振興普及に寄与」及び同定款第4条第1項第2号ロに掲げる「精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、精神身体医学、教育心理学、心理カウンセリング及び児童養護実践学その他の文化科学研究の振興

・普及のための研究会、講演会、座談会の開催及び後援、講師の養成」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

創立者谷口雅春先生の偉大なる御教えを正しく純粋に深く学ぶ場として「生長の家教義研修講座」を全国各地で開催し、尊師の御教えを永遠に伝えていきます。そして、研修講座の全課程を修了した方々のうち希望者には、御教えの奥義を学び語る講師として「生長の家社会事業団講師」の称号を授与し、谷口雅春先生の日本救国・世界救済の御悲願実現に協賛・邁進する団体との共催行事や後援行事等への講師派遣を積極的に行います。

谷口雅春先生の正しいみ教えを伝えるあらゆる団体を支援するとともに、「谷口雅春先生報恩 全国練成道場」の充実及び将来の「谷口雅春先生記念館」建設に向けて

公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条（目的）に掲げる「この法人の目的・事業に協賛する本邦及び世界各国団体との親善提携を促進」に該当する、当公益財団法人の主たる業務であるとともに、前記の健全育成事業 及び精神文化振興事業 の説明に記載のとおりです。

当法人創立者谷口雅春先生の正しいみ教えを伝えるあらゆる団体を支援するとともに、既存の主たる建物改装により創建しました「谷口雅春先生報恩 全国練成道場」を充実します。

「谷口雅春先生報恩 全国練成道場」においては、従来から公益目的事業として実施してきた定款第4条第1項第2号口に掲げる精神文化振興事業の各行事（講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等）を総合的に実施する行事である「谷口雅春先生報恩 全国練成会」を定期的・継続的に開催するとともに、「見真会」「研修会」等を随時に開催いたします。

また、本道場においては、日々、精神文化振興事業の「講師の養成及び派遣」行事（神癒・聖經供養）を厳修するとともに、適宜、必要により、健全育成事業の行事も実施いたします。

更に、将来的に「谷口雅春先生記念館」の建設に向けて取り組みます。

「谷口雅春先生記念館」は、当法人創立者谷口雅春先生の偉大な御事績を未来永劫に伝え、谷口雅春先生の息吹に接することができるような研修施設であり、当面は、その建設準備室を「谷口雅春先生報恩 全国練成道場」内に併設いたします。



# 公益財団法人生長の家社会事業団 事業・組織体系図

